



言渡	平成23年11月18日
交付	平成23年11月18日
裁判所書記官	

平成23年(受)第281号

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年(ネ)第4032号不当利得返還請求事件について、同裁判所が平成22年10月20日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人瀧康暢ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除されたものを除く。)について

1 本件は、上告人が、いずれも貸金業者である株式会社クオークローン(同社が合併により権利義務を承継した会社を含む。以下同じ。現商号株式会社クラヴィス)及びその完全親会社である被上告人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法(平成18年法律第115号による改正前のもの)1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被上告人に対し、不当利得返還請求権に基づき、その返還等を求める事案である。上告人は、被上告人が、消費者金融事業を廃止するクオークローンの顧客の承継を企図し、クオークロ